

科目名	担当者名	配当	期	単位
刑事政策・少年法	辻本衣佐	3選	後期	2

## ■講義内容■

刑事政策は、犯罪の原因と対策を考える学問である。社会から犯罪を完全になくすことは不可能であるが、犯罪をコントロールすることは可能であり、そこに刑事政策の目的がある。犯罪現象を分析し、犯罪原因を究明したうえで、人権尊重、犯罪者側・被害者側双方からのアプローチ、現行の刑事司法制度との調和を考慮しつつ、犯罪の処理、犯罪者の処遇、被害者の救済、犯罪の予防などを考えていくことにする。

少年法は、少年の健全な育成を期することを目的とした法である。この少年法の理念を実現するために、非行少年に対しては、成人の刑事手続とは異なった手続が定められている。少年法と刑事訴訟法との比較をしながら、少年の刑事司法制度について概観し、問題点を検討することにする。

## ■シラバス■

### <科目のねらい>

刑事政策において、対象となる「犯罪」は、刑法上の犯罪に限られるのではなく、反社会的行為全般が含まれることになる。また、刑事法を基礎とするのは当然のことであるが、政策であるからには、現行制度の問題点をとらえ、代替策を検討し、さらには法改正や新法制定も視野に入れなくてはならない。また、刑事法などの法学だけではなく、社会学、心理学、教育学、精神医学、法医学といった隣接諸科学の知識を深めることも求められる。

少年法は比較的新しい法であり、現行の少年法は、戦後制定されたものであるが、実体法規定と手続法規定、司法的要素と福祉的要素が、ひとつの法のなかに含まれている点に注意しなくてはならない。非行少年および少年事件の現状と、平成12、19、20年の少年法改正を検討し、よりよい少年刑事司法のあり方に迫ることにする。

講義方法としては、各回のテーマに沿って、受講者全員による討論を中心にすすみたい。

### <科目の内容>

#### 第1回 刑事政策の意義と犯罪原因・犯罪現象

刑事政策の概念、沿革など刑事政策の全体像を把握したうえで、代表的な犯罪原因論を理解し、それらを犯罪防止策のなかで、どのように活かしていくのかを検討する。また、『犯罪白書』等の各種犯罪統計をもとに、現実が発生している犯罪の実態・動向を概観し、非犯罪化・非刑罰化の是非、根拠を検討する。

#### 第2回 刑罰と処分(1)

刑罰の意義・機能を理解したうえで、生命の剥奪を内容とする最も重い刑罰である死刑の意義、現状、問題点などについて検討する。

#### 第3回 刑罰と処分(2)

身体的自由の剥奪を内容とする自由刑、財産の剥奪を内容とする財産刑、社会生活上の権利・地位の剥奪・制限を内容とする資格制限、刑罰の補充または代替として行われる保安処分の意義、現状、問題点などについて検討する。

#### 第4回 司法的処遇

警察、検察、裁判の各段階における犯罪者処遇の意義、現状、問題点などについて検討する。

#### 第5回 施設内処遇(1)

矯正施設における犯罪者処遇の意義と、施設内処遇に関する法の変遷を理解したうえで、施設内における拘禁形態、刑務作業・教育活動・生活条件・保安状況などの処遇状況について、現状と問題点を検討する。

## 第6回 仮釈放と中間的処遇・社会内処遇

仮釈放の法的性格、要件、手続などについて、問題点を検討する。

中間的処遇については、自立更生促進センターを中心に、社会内処遇については、更生保護法、保護観察を中心に、現状と問題点を検討する。

## 第7回 被害者学

犯罪被害者側の立場を中心とする刑事政策であり、被害者性、被害者補償、被害者支援、刑事司法における被害者などの犯罪被害者をめぐる諸問題について検討する。

## 第8回 修復的司法

従来の刑事司法では切り離されてきた犯罪者と被害者の関係を見直し、犯罪者と被害者の関係修復（和解）を通して罪の償いをさせるという新しい司法のあり方について検討する。

## 第9回 少年法の意義と少年非行の概況

少年法の概念、沿革、少年司法に関する国際準則、諸外国の少年法などについて理解したうえで、少年非行の背景と特質について、犯罪統計に基づいて分析する。

## 第10回 保護機関と保護の対象

非行少年の発見段階、調査段階、保護実施段階などそれぞれの段階で、少年刑事司法制度に関与する諸機関と、そこに属する人的構成について理解する。また、保護の対象となる少年の年齢管轄、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年について理解したうえで、少年法改正議論でもとりあげられた少年年齢の問題について検討する。

## 第11回 非行の発見過程と家庭裁判所の受理

警察官による職務質問・街頭補導、被害者・保護者などからの告訴・告発、本人の自首など、非行少年が発見される過程を概観する。また、家庭裁判所における少年事件の保護手続は、通告・報告・送致をまって始められるのが原則（不告不理の原則）であるので、家庭裁判所の管轄、審判条件、受理前調査、監護措置などについて理解し、問題点を検討する。

## 第12回 調査過程と審判手続

家庭裁判所調査官による調査、鑑別、試験観察など、調査の過程を概観し、その後の少年審判手続について、成人の刑事裁判手続と比較しながら理解したうえで、問題点を検討する。

## 第13回 終局決定

調査段階でなされる審判不開始決定、審判を経てなされる不処分決定と保護処分決定、刑事処分相当とされた事件についてなされる検察官送致といった終局決定と、一事不再理の効力や、環境調整命令などの終局決定に付随する措置について理解し、問題点を検討する。

## 第14回 事後手続と少年の刑事事件

保護処分の決定に対して不服がある場合認められる抗告、保護処分の取消、少年保護事件の再審・補償について理解し、問題点を検討する。また、少年の刑事事件について、少年の保護事件と比較しながら理解し、とくに少年に対する刑罰について検討する。

## 第15回 定期試験

<教科書> 初回の授業で指示します。

<参考書> 『犯罪白書』、『警察白書』